

～ 「労働時間の適正な管理」でお悩みの園長先生へ ～

1年単位の変形労働時間制導入のご案内です！



■ 1年単位の変形労働時間制のお手伝いを2025年1月31日まで “10園限定”で募集いたします。

最近、園長先生から「労働時間、休憩時間」「職員の確保、定着」に関するご相談を多くいただくようになりました。「休憩時間を含めた適正な働き方をどうしたらよいか困っている」「求人への応募が少なく、職員が確保できない」「職員から労働時間等に関する苦情、相談、質問があった」といった理由で園長先生より声をかけて頂きました。そこで、「労働時間」「残業」「年休」等のルールを整備し、園の“悩み”を解決させたい園長先生にお知らせです！
10園限定ですが、1年単位の変形労働時間制のお手伝いを20%引き 132,000円で募集いたします。

■ 幼稚園で問題となる労働時間管理の9割は “1年単位の変形労働時間制”で解決できます！

今までの園のルールは「1日8時間、1週間40時間」だけれども、日常的に残業をしている。この残業時間を「春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇で調整」している園が見られます。「幼稚園という特殊な業界だから…」
「慣習だから…」
「職員とは、暗黙の了解だから…」
と置いておくと、**労務管理、法令順守に問題がある幼稚園**として学生から敬遠され、職員の確保、定着が難しくなり、慢性的な職員不足に悩まされる事になります。

これらの問題を解決してくれるのが “**1年単位の変形労働時間制**” です。「法改正」にも注意が必要です。

○2025年4月から「子の看護休暇の見直し」⇒育児介護休業規程の見直しが必要に！

○2025年10月から「柔軟な働き方について、職員へ周知、確認」⇒育児介護休業規程の見直しが必要に！

■ 「1年単位の変形労働時間制導入のお手伝い」の3つの基本内容と費用

1. 1年単位の変形労働時間制の相談指導、行事予定に連動した2025年度年間労働時間カレンダーの作成
2. 相談時間は、1回1時間から1時間30分程度で、1～2回の訪問
3. 36協定(時間外労働、休日労働)と1年単位の変形労働の労使協定を作成 ⇒ 労働基準監督署に提出

【通常費用】 165,000円 → 20%引き 132,000円 (1月31日まで10園限定)

■ くどう社労士事務所 「1年単位の変形労働時間制導入のお手伝い」の4つの特徴

1. 法令や改正内容等の専門用語はわかりやすく、丁寧に説明するように心がけています。
2. コンサルティング終了後、引き続きご依頼、ご相談等が無ければ、継続してご契約することはありません。
3. くどう社会保険労務士事務所は「幼稚園」を専門にしています。他園での経験や知恵を120%完全公開できます。
4. 出版書籍『保育園・幼稚園の人事労務管理と就業規則』(日本法令)の内容も特別に公開できます。

■ お申し込み方法 ※申し訳ありませんが限定10園の募集枠に達した後、ご依頼いただく場合は通常の費用で対応させていただきます。

1. このFAX用紙を使って 今すぐFAX 送信
2. より お問い合わせ

園名 _____ 代表者様 _____

申し込みたい

詳細を聞きたい

今後、このような案内は不要

F A X

03-5647-9289